# 館林特設行政相談所を開設します!

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、幅広い行政分野の相談に応じます。

### 不動産登記

相続で土地や建物の名義を変更するには?





社会保険

年金の受給手続は?

生活に困っており、生活保護を 受給したい。 福祉

相談は無料で、予約はいりません(先着順で受付)。秘密は守られます。

日時: 9月9日(月)13時30分~16時(受付は13時15分~15時30分)

場所: アゼリアモール A館1階 アゼリアホール(館林市楠町3648-1)

司法書士、行政書士等の資格を有する行政相談委員も参加しますので、併せて

#### 相続•遺言

相続手続、遺産分割、遺言書の作成

#### 成年後見

認知症を患っている親 の財産の管理

などの民事の相談にも応じられます。

#### 契約

契約書の作成、契約後の解約



## 総務省行政相談センター』きくみみ群馬

(群馬行政監視行政相談センター)

または 027-221-1100



- ※ 受付は先着順のため、時間によってはご相談いただけない場合もあります。
- ※ 相談内容によっては、他の窓口を紹介したり、後日回答とさせていただきます。
- ※ 弁護士は参加しませんので、法的問題について、解決に向けた具体的な助言 までは受けられない場合もあります。
- ※ 税理士は参加しませんので、具体的な課税額の計算等はできません。